

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
古川ピボット
大崎市古川駅前大通一丁目7番35号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
東北総合サービス株式会社 代表取締役社長 新妻 博敏
仙台市青葉区中央一丁目1番1号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく騒音等の規制地域となっていることから，特定施設を設置する場合は，関係法令を遵守し必要により市長に対し届出を行うこと。
 - (2) 廃棄物については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理するとともに，公害を発生させないように，また，良好な生活環境を保全するよう努めること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- 6 縦覧期間
平成23年2月25日から平成23年3月25日まで（ただし，閉庁日を除く。）